# 建築基準法による定期報告制度と

# 安心のシンボルマーク『定期報告済ステッカー』の表示

建築基準法では建築確認や完了検査により、建築物や昇降機等(以下「建築物等」という)を使用 する前に、その適法性をチェックする制度を定めています。

また、建築物等の使用を開始された後も、引き続き適法な状態を確保し続けることが重要であることから、不特定の皆様が利用する建築物等の施設は、劣化の状況や適法性を調査・検査し、定期的 (1~3 年ごと) に行政へ報告することが義務付けられています。

これが「定期報告制度」です。

この建築物等の調査や検査は、建築士等の有資格者でなければ実施できないとされております。

施設所有者(管理者)の皆様には、施設を利用される皆様が安心して利用出来ますよう、定期報告を的確に実施されますようお願いいたします。

行政に対して報告がなされた場合、建築物等の安心のシンボルマークとして、施設所有者等の皆様の求めに応じて「**定期報告済ステッカー**」を発行しておりますので、ご活用をお願いいたします。

(一社)建築防災ながの 理事長 尾台荘悟

(一財)長野県建築住宅センター 理事長 竹前俊雄



## 特定建築物の

の定期調査報告

建築物は適切に維持保全されていますか?

廊下、階段等に物を存置すると、避難時に支障をきたします。 外壁や広告板は老朽化により落下し、思わぬ事故につながる恐れがあります。 日頃の点検と定期調査を実施し、調査報告済証を掲示しましょう。





#### 防火設備 定期検査報告マーク

## 防火設備の定期検査報告

防火設備が適切に閉まりますか?

防火シャッターなどの防火設備は、火災による火や煙の被害を最小限に 食い止めるとともに安全な避難を確保するための重要な設備です。 防火設備の定期検査を実施し、検査報告済証を掲示しましょう。





建築設備定期検査報告マーク

# 建築設備 の定期検査報告

建築設備は安全に機能しますか?

換気設備、排煙設備、非常用照明、給排水設備の事故防止のため、日頃の 点検と定期検査を実施し、検査報告済証を掲示しましょう。





#### 昇降機等 定期検査報告マーク

## 昇隆機等

の定期検査報告

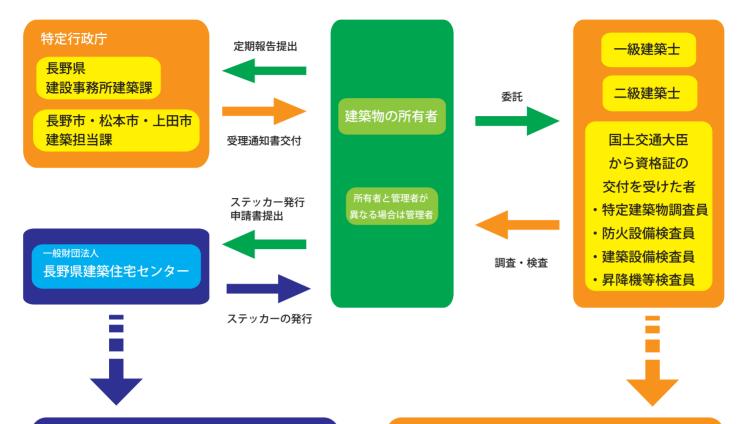
エレベーター、エスカレーター等は安全ですか?

昇降機等の日常の維持保全を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められる などの思わぬ事故が発生します。

日常の点検と定期検査を実施し、検査報告済証を掲示しましょう



### 定期報告と定期報告済ステッカーの発行



#### ≪定期報告済ステッカーの発行に関すること≫

(一財) 長野県建築住宅センター 総務部

住 所:長野市大字鶴賀緑町 1605-14

高見澤ダイヤモンドビル 9F

電 話:026-219-2310 FAX:026-219-2315

E-mail: nj-honsho@n-jutaku.or.jp

#### ≪定期調査・検査業務に関すること≫

(一社) 建築防災ながの(長野県建築防災協会内)

住 所:長野市大字鶴賀緑町 1605-14

高見澤ダイヤモンドビル 1F

電 話: 026-225-9620 FAX: 026-225-9620 E-mail: kenboukyo-nagano.25@ceres.ocn.ne.jp

## 定期報告済ステッカーの種別



特定建築物



防火設備



建築設備



昇降機等